

福山大学動物実験指針

平成18年12月27日制定

福山大学における動物実験等を適正に行うために、 次のような基本方針を定める。

- 1 動物実験等は、 当該実験が新たなる知識獲得上必要であり、 かつ、 人類の福祉、 環境の保全と再生などの多くの課題の解決に極めて重要であり、 やむを得ない手段であることを認識する。
- 2 動物実験等を行うにあたっては、 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、 できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用し、 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、 できる限りその利用に供される動物を少なくするよう努める。
- 3 動物実験等を行うにあたっては、 科学上の必要な限度において、 できる限り動物に苦痛を与えない方法による等動物愛護の観点から適正に行う。
- 4 部局等の長及び動物実験実施者は、 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、 次に掲げる事項に配慮する。
 - (1) 物理的、 科学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には施設及び設備の状況を踏まえつつ動物実験実施者の安全の確保及び健康保持に特に注意を払う。
 - (2) 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、 必要に応じ、 検疫を実施するなどして、 実験動物の健康保持に配慮する。
 - (3) 遺伝子組み換え動物を用いる動物実験等、 生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、 施設及び設備の状況を踏まえつつ、 遺伝子組み換え動物の逸走防止等に關して注意を払う。